

2月16日(木)～
3月15日(水)



税の申告が始まります

郵送・インターネット
での申告を推奨します



市・県民税や所得税の申告が必要な人は、期間内に手続きをしてください。
所得税の還付申告は、2月15日(水)以前でも草津税務署に提出できます。
【市・県民税について】税務課 市民税係(1階) ☎561・2309、FAX 561・2479
【所得税について】草津税務署 個人課税部門(大路二) ☎562・1315(自動音声案内)

あなたは必要? 市・県民税の申告

スタート start

1月1日時点で、草津市に
住所がありましたか?

はい Yes

いいえ No

前年中、
収入がありましたか?

はい Yes

いいえ No

所得税の
確定申告を
しますか?

はい Yes

いいえ No

市内に住所がある人の配偶者
控除か扶養控除、扶養親族
(年少)の対象ですか?
(所得欄に0と書かれた税の証明書が必
要な人は、前年中、収入がなく扶養に入っ
ていても、申告が必要です)

はい Yes

いいえ No

1月1日居住の市町村へご確認ください
(草津市への申告は必要ありません)

給与所得や、公的年金などに係る
雑所得以外の所得がありますか?

はい Yes

いいえ No

次のいずれかに当てはまりますか?
(一つでも当てはまったら「はい」)

- ・国民健康保険に入っている人と、その世帯主
- ・後期高齢者医療制度に入っている人と、その世帯員
- ・国民年金保険料の免除を希望する人と、その配偶者・世帯主
- ・昭和34年4月1日以前に生まれた人(介護保険料算定のため)
- ・介護認定を受けている40～64歳の人
- ・児童扶養手当の受給資格がある人
- ・障害者福祉サービスを利用する人
- ・税の証明書が必要な人
- ・市外に住所がある親族に扶養されている人
- ・誰の扶養も受けていない人

市・県民税の算定において、源泉徴収票に載っていない生命保険料や、社会保険料の控除などを受けますか?

はい Yes

いいえ No

市・県民税の申告は必要ありません

市・県民税の申告が必要です

申告しないと、国民健康保険税や後期高齢者(長寿)医療保険料の減額認定が受けられないなど、さまざまな施策の対象とならない場合があります。



快適! 自宅での申告方法

申告1 所得税の確定申告

パターンA

パターンB

1 申告書の入手・作成

国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成



「確定申告書作成コーナー」で作成したら...

- e-Tax・紙のどちらの提出も可能!
- データを保存すると来年に引用できる!
- 記入欄を自動的に判定するので入力漏れが防げる!

1 申告書の入手・作成

草津税務署・市役所税務課の窓口で入手・記入



1月から申告書A様式が廃止され、B様式へ統合されました

2 提出

e-Taxで提出

提出方法や郵送するものなど、詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

e-Taxとは

国税庁が提供する所得税の申請などの各種手続きを、インターネットを通じて行うことができる国税電子申告・納税システムのことです。

e-Taxで申請したら...

- 自宅にいながら確定申告が完了する
- 24時間いつでも提出できる
- 一部の添付資料が省略できる
- 還付のスピードが早い

2 提出

郵送するもの

- 作成済みの申告書
- 本人確認書類(免許書のコピー、マイナンバーカードのコピーなど)
- 収入の分かるもの(収支内訳書、青色申告決算書など)
- 控除額の分かるもの(生命保険料控除証明書、障害者手帳のコピー、医療費控除の明細書、寄附金控除に関する証明書(ワンストップ特例申請をした人も要)など)

提出期限

3月15日(水)まで(必着)

郵送先

〒525-8510
草津市大路二丁目3-45
草津税務署 宛



申告2 市・県民税の申告

パターンA

パターンB

パターンC

1 申告書の入手・作成

市から郵送、記入
・昨年度申告をした人
・例年、送付を希望する人

1 申告書の入手・作成

市役所税務課の窓口で
入手、記入

1 申告書の入手・作成

市ホームページ
「個人住民税税額
シミュレーション」
で作成



おすすめポイント
住民税の試算やふるさと納税の
上限額の試算もできます

2 提出

郵送するもの

- ・作成済みの申告書
- ・本人確認書類（免許書のコピー、マイナンバーカードのコピーなど）
- ・収入の分かるもの（収支内訳書、源泉徴収票のコピーなど）
- ・控除額の分かるもの（生命保険料控除証明書、障害者手帳のコピー、医療費控除の明細書など）



提出期限

3月15日(水)まで(必着)

郵送先

〒525-8588
草津市草津三丁目13-30
草津市役所 税務課 宛



会場での申告方法

所得税の申告

両会場とも混雑状況によっては、16時前に受付を終了することがあります。土・日曜日、祝日は申告相談を受け付けていません。会場での密を避けるため、できるだけ自宅での申告をお願いします。

所得税の申告

① 2月16日(木)～3月15日(水)の平日9時～17時(受付16時まで)

② 2月19日(日)、26日(日)9時～17時(受付16時まで)

所 ①キラリエ草津6階大会議室(草津税務署主催会場)(大路西)

②大津税務署(大津市)

他 当会場には、当日発行やLINEで事前発行した入場整理券が必要です

当会場には専用駐車場や駐輪場がありませんので、公共交通機関を利用してください

作成済みの確定申告書などの提出や用紙の交付の窓口は草津税務署です

当会場に関する内容について、キラリエ草津へのお問い合わせは、遠慮ください
マスクの着用が無い場合や、体調の悪い人(発熱や咳などの症状のある人)は、入場できません

市・県民税の申告、一部の所得税の申告

③ 平日9時～17時15分(受付16時まで)

所 市役所2階 特大会議室

他 予約制ではありません

申告期間中、税務課(1階)では申告相談を受け付けません

車での来場はできるだけ控えてください

今年度から受付時にチェックシートを配布しますので、記載をしてください

例年、午前中に相談が集中しています

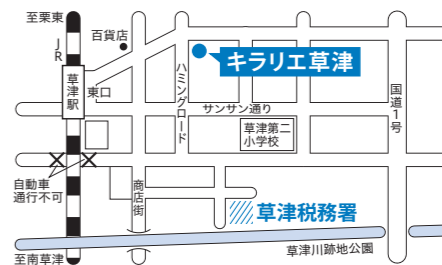
午後からの来場に協力してください

■ 日程 下記日程以外の相談も可能ですが、混雑回避のため、協力ください

学区	とき
矢倉、山田、笠縫東	2月16日(木)、2月24日(金)、 3月7日(火)、3月13日(月)
玉川、南笠東、笠縫	2月17日(金)、2月27日(月)、 3月8日(水)、3月14日(火)
志津、志津南、草津、草津第二	2月20日(月)、2月28日(火)、 3月3日(金)、3月15日(水)
渋川、老上、老上西、常盤	2月21日(火)、3月1日(水)、 3月6日(月)、3月10日(金)
指定なし	2月22日(水)、3月2日(木)、 3月9日(木)



混雑状況は
こちら



市・県民税(住民税)に関するお願い

確定申告書を提出する前にご確認ください

次に該当する人は、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」に必ず記入してください。

第二表中

- Ⓐ 16歳未満の扶養親族がいる人
- Ⓑ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額がある人
- Ⓒ 特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部を申告不要とする人
- Ⓓ 給与・公的年金などに係る所得以外(令和5年4月1日時点で65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法を選択したい人
- Ⓔ 寄付金控除や寄附金税額控除がある人
- Ⓕ 退職所得のある配偶者・扶養親族がいる人

○ 配偶者や親族に関する事項 (20～23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明大昭平	障	特障	国外	年調
			明大昭平	障	特障	国外	年調

○ 住民税・事業税に関する事項

非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附

退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他
			明大昭平		障	特障

持ち物

- ① 筆記用具(ボールペン)や計算器具
- ② 収入金額が分かるもの(給与・退職金・公的年金などの、源泉徴収票や雑所得などの支払調書など)
- ③ 控除する額が分かるもの(生命保険料控除証明書、健康保険料の金額が分かるものなど)
- ④ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳や療育手帳など
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(必ず明細書を作成し、持参)
- ⑥ 寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領書(領収書)または寄附金控除に関する証明書(ワンストップ特例申請をした人も要)
- ⑦ 所得税の還付を申告する人は、振込口座が分かるもの(本人名義に限る)
- ⑧ 個人番号(マイナンバー)確認書類と本人確認書類(運転免許証など)
- ⑨ 前年分の申告書の控えや税務署からのお知らせハガキなど、利用者識別番号が分かる書類(持っている人のみ)

次の人は、市役所会場では申告ができません キラリエ草津(草津税務署主催会場)で申告してください

- ・ 事業所得(営業等、農業)がある
- ・ 不動産所得がある
- ・ 住宅借入金等特別控除を受ける
- ・ 令和3年分以前の確定申告をする
- ・ 提出済みの確定申告を提出する
- ・ 収支内訳書の内容を相談したい
- ・ 不動産や株式などの譲渡所得がある
- ・ 青色申告をする
- ・ 亡くなった人の申告をする
- ・ 確定申告書の控えに受付印が必要
- ・ 申告分離課税を選択した配当所得がある
- ・ 1月1日時点で、草津市に住民票がない

